	桐生市教育委員会定例会会議録					
開会	令和3年3月8日(月)					
閉 会	令和2年3月8日(月)					
場所	美喜仁桐生文化会館 スカイホールA					
	教育長 柴 﨑 隆 夫 委 員 板 橋 英 之					
出席委員	委員 山野玲子 委員 松本昭彦					
	委員 飯山千里					
欠席委員	なし					
	教育部長 西場守					
	教育部参事 前原通宏					
	総務課長 小 山 貴 之					
	教育未来室長 原 橋 貴 史					
説明のため	学校教育課長 飯 泉 尚 士					
出席した職員	教育支援室長 柴 塚 雄 太					
H///1 0 / C/19/02	生涯学習課長 藤川恵子					
	文化財保護課長 萩 原 清 史					
	図書館長 浅 野 都					
	中央共同調理場長 園 田 博 宣					
事務局職員出席者	庶務係長 大澤路代					
	庶務係(担当) 小林奈美子					
	教育未来係長 千 葉 敦 弘					
時 間	開 会 午後2時00分					
	閉 会 午後2時40分					

	提	出	議	案			
議案番号	1	·····································		7	結 果		
議案第8号	令和3年度桐生市	方教育行政方:	針案について	•	原案可決(全員賛成)		
議案第9号	桐生市学校施設係	吏用条例施行	規則の一部を	を改正する教育委	委 原案可決(全員賛成)		
	員会規則案						
議案第 10 号	桐生市立公民館の			条例施行規則の-	一 原案可決(全員賛成)		
議案第 11 号	部を改正する教育 桐生市教育委員会		•	即の一部を改正さ	 		
成条分 11 万	る教育委員会規則		に因りるがら	40~2 日1年以上、	7 冰采可依(主具頁成)		
 議案第 12 号	桐生市教育委員会		設置に関する	る規則の一部を改	女 原案可決(全員賛成)		
	正する教育委員会			- /, - /, - /			
議案第 13 号	桐生市教育委員会	会事務の専決	、代決に関す	する規程の一部を	シ 原案可決(全員賛成)		
	改正する教育委員	員会訓令案					
議案第 14 号	桐生市教育委員会	会公印規則の	一部を改正す	する教育委員会規	見 原案可決(全員賛成)		
送安竺15日	則案	へ殴りの殴り	に聞より担目				
議案第 15 号	桐生市教育委員会 る教育委員会規則		に関する規則	初の一部を以上で	上 原案可決(全員賛成)		
議案第 16 号	- 切ります 切ります		設置及び運賃	量に関する条例だ	(大) (元) 原案可決(全員賛成)		
	行規則の一部を改						
議案第 17 号	桐生市市民文化会				[[] 原案可決(全員賛成)		
	を廃止する教育委	5員会規則案					
議案第 18 号	令和2年度桐生市	与一般会計教	育費補正予算	1 (第 12 号)	秘密会にて審議		
議案第 19 号	桐生市立小学校、						
	頭の任命に関する	る内甲並びに	桐生市立幼科	推園園長の任免に	۲		
	ついて						
発 言 者		発 	言	内 容			
教育長	はじめに、定例会開始前に市民憲章の唱和を行っておりますが、新型コ						
	ロナウイルス感染拡大防止の観点から全員で大きな声を出すのは控えたい						
	と考えておりますので、本日は市民憲章の唱和はなしということでお願い						
	します。状況が改善しましたら、市民憲章の唱和をお願いしたいと思いま						
	す。なお、発言中はマスクの着用をお願いします。聞きづらいということ						
	がありましたら、聞き直していただければと思います。						
	それでは、これより桐生市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。た						
	だいまの出席委員は、5名であります。直ちに会議を開きます。						
	日程第1会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規						
	則第 18 条の規定により、板橋委員を指名いたします。						
	日程第2会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。今期定						

例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

<異議なしの声>

教育長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。 日程第3事務報告についてを議題といたします。課ごとに順次報告をお 願いいたします。

(教育部長からコロナ対策本部会議の結果報告、続いて総務課から順次、 建制順に事務報告)

教育長

教育部長から報告があったように、本日まで県の警戒度が 4 ですが、明日から 3 に下がるということで、桐生市もこれに準じて、行事、施設の利用など緩和していく予定です。なお、感染防止対策については、今まで同様に十分対策をとったうえで、警戒度 3 に移行していくという事ですので、ご承知いただきたいと思います。ただいまの事務報告について、質疑に入ります。

板橋委員

未来創生塾に関してですが、宝田先生がお亡くなりになり、今後、未来 創生塾がどうなるのかについて検討しているのであれば伺いたいです。

生涯学習課長

桐生市でも未来創生塾に対して、補助金を出すだけでなく、色々な形で 支援をさせていただいております。今お話がありましたとおり、宝田先生 がお亡くなりになったということで、副塾長の小島さんと今後の話をしよ うとしているところですが、まだお亡くなりになって日が浅いので、タイ ミングをみている状況です。未来創生塾は、商工会議所の中に事務局があ り、職員が2人いらっしゃいますので、今後、色々と話し合いながら検討 してまいりたいと思います。 板橋委員

ありがとうございました。桐生ならではの教育ですので、ぜひ継続して 支援していただきたいと思います。

教育長

他にありますか。

飯山委員

新しくできる共同調理場に関して、給食は、それを楽しみに学校にくる子どもがいるくらい大切なものだと思うのですが、せっかく新しい施設ができるので、見学会は難しいにしても、どういう施設か分かるような動画を作ったり、地熱を利用しているという面白い所を子どもたちに紹介したりできるような仕掛けがあるといいなと思いました。

共同調理場長

新しい共同調理場については、来年度2学期から稼働するということで、今までにない新しい設備も導入しています。児童・生徒向けに、見学や出前講座を含めた受け入れ態勢を組んでいく予定ですが、これから審議していただく来年度予算の中でも、施設の紹介映像の作成を検討しております。また、新しい施設の紹介パンフレット等を作成する中で、給食のみならず設備など環境面もアピールできるように設営していきたいと思います。

教育長

他によろしいですか。質疑も出尽くしたようですから、これをもって質 疑を終結いたします。

日程第4議案第8号令和3年度桐生市教育行政方針案についてを議題といたします。事務局の提出理由の説明をお願いいたします。

教育部長

ただいま議題となりました、議案第8号令和3年度桐生市教育行政方針 案についてご説明申し上げます。本件は、令和3年度桐生市教育行政方針 の基本理念、分野別基本方針及び主要な事業・取組の目標について定めよ うとするものです。ご審議の上ご議決の程、よろしくお願い申し上げます。

教育長

本件については、前回、教育委員会協議会で協議していただいた経緯があります。教育委員の皆さまからのご意見を伺ったうえでの修正、あるいは、その後、お気づきの点を事務局にお寄せいただき、事務局が確認及び協議をして修正したところがあります。本日、改めて修正した方が良い点などがありましたら、ご発言をお願いします。それではこれより質疑に入ります。

(質疑なし)

教育長

本件は、十分に協議がなされたということでよろしいですか。

では、来年度はこの教育行政方針でやっていきますが、今後もお気づき の点があれば、再来年度に向けて協議をしていきたいと思いますので、よ ろしくお願いします。

質疑もないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声>

教育長

ご異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号桐生市学校施設使用条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案を議題といたします。事務局の提出理由の説明をお願いいたします。

教育部長

ただいま議題となりました、議案第9号 桐生市学校施設使用条例施行規 則の一部を改正する教育委員会規則案についてご説明申し上げます。桐生 市立学校施設の使用日時及び使用料の減免に関する特例措置について所要 の改正を行うものです。ご審議の上ご議決の程、よろしくお願い申し上げ ます。 な改正案では、開放しない期間について、冬季休業の『2月25日から1月7日』だったものを、年末年始の『12月29日から1月3日』に改正します。また、減免措置については、『令和3年3月31日』までだったものを『令和4年3月31日』までとし、これについては毎年定例会において改正を行っています。減免対象団体については、『社会教育及び社会体育関係団体が使用するとき』だったものに、『市民で構成する』という文言を追加する内容でございます。以上です。

教育長

それではこれより質疑に入ります。本件は、大きく変わるということではなく、分かりやすい表記に変えるということです。質疑はありますか。

(質疑なし)

教育長

質疑もないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声>

教育長

ご異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則 の一部を改正する教育委員会規則案を議題といたします。事務局の提出理 由の説明をお願いいたします。

教育部長

ただいま議題となりました、議案第10号桐生市立公民館の設置及び管理 に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案についてご説明 いたします。

桐生市立公民館における事務の効率化を図るため館長の事務の専決について規定し、またその他所要の改正を行うものです。ご審議の上、ご議決

のほど、よろしくお願い申し上げます。

桐生市職員服務規則におきましては、18条で、出張の場合は出勤簿に所属長が確認印を押すことになっています。また、20条で、所属長は職員の出勤状況を確認することになっています。さらに、21条で、休暇を取得する場合は所属長に許可を受けることになっています。これらについて、今まで公民館の職員の場合、本庁にいる生涯学習課長の専決であったものを、各公民館長が専決することで事務の効率化を図ろうとするものです。

教育長

今までは関係書類を本庁まで届けて許可を得ていたのですが、改正により公民館長が許可できることになります。また、後半部分につきましては、使用料の減免に関する特例措置の期間を、令和3年3月31日までだったものを令和4年3月31日まで一年間延ばすという案でございます。質疑はありますか。

(質疑なし)

教育長

質疑もないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声>

教育長

ご異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号桐生市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案、議案第 12 号桐生市教育委員会事務局部長設置に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案、議案第 13 号桐生市教育委員会事務の専決、代決に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令案、議案第 14 号桐生市教育委員会公印規則の一部を改正する教育委員会規則案、議案第 15 号桐生市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正す

る教育委員会規則案、議案第16号桐生市学校給食共同調理場の設置及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案、以上6件を議題といたします。事務局の提出理由の説明をお願いいたします。

教育部長

ただいま議題となりました、議案第 11 号から議案第 16 号につきましてご説明いたします。令和 3 年 4 月 1 日付けの機構改革により、教育委員会の組織が改編されることに伴い、教育委員会所管の規則について所要の改正を行うものです。ご審議の上、ご議決のほど、よろしくお願い申し上げます。

引き続き、若干ご説明申し上げます。まず1点目は、教育総務課教育未来室が教育未来室として課相当に独立します。2点目は、課相当であります学校給食共同調理場が係相当となり、新里共同調理場、黒保根共同調理場と合わせて総務課の事務分掌となります。3点目は、生涯学習課文化振興係が市民生活部スポーツ文化振興課文化振興係となり、芸術・文化の振興に関する事務や桐生市市民文化会館に関する事務が移管することに伴う必要な改正でございます。以上です。

教育長

この 6 議案については、過日、組織の改編についてご協議いただきましたが、それに関する必要な規則等の改正です。それではこれより質疑に入ります。

(質疑なし)

教育長

質疑もないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。まず、議案第 11 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

<異議なしの声>

教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。次に、議案第12号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声>

教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。次に、議案第13号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声>

教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。次に、議案第14号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

<異議なしの声>

教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。次に、議案第15号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

<異議なしの声>

教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。次に、議案第16を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

<異議なしの声>

教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 17 号桐生市市民文化会館の設置及び管理に関する条例施 行規則を廃止する教育委員会規則案を議題といたします。事務局の提出理 由の説明をお願いいたします。

教育部長

ただいま議題となりました、議案第 17 号につきましてご説明いたします。令和 3 年 4 月 1 日付けの機構改革により、市長部局へ所管替えになる教育委員会規則について廃止するものです。ご審議の上、ご議決のほど、よろしくお願い申し上げます。

これは市民文化会館に関する事務がそのまま市長部局へ移るということであります。

教育長

市民文化会館に関する事務がそのまま市長部局へ移ることから、教育委員会規則は廃止するということです。市長部局では、これに伴い新たに規則を策定しなければなりませんが、教育委員会の管轄ではありませんので、議題には挙がらないことになります。それではこれより質疑に入ります。

(質疑なし)

教育長

質疑もないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声>

教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第5次回以降の教育委員会定例会について確認いたします。4月定例会については、4月16日(金)午後2時から、正庁での開催を予定しています。5月定例会については、5月10日(月)午後2時から、美喜仁桐生文化会館国際会議室での開催を予定しています。次に、6月定例会の予定について、事務局からご提案願います。

教育部長

6月定例会については、6月11日(金)午後2時からの開催をご提案申 しあげます。

教育長

6月定例会については、6月11日(金)午後2時からという提案がありましたが、よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

教育長

それでは、6月11日(金)午後2時に予定させていただきます。会場は、 追ってご連絡いたします。

日程第6につきましては、秘密会にいたしたいと思います。これにご異 議ありませんか。

<異議なしの声>

教育長

ご異議なしと認めます。よって、日程第6につきましては、秘密会で行います。本件は秘密会となるため、傍聴規則第6条の規定により、傍聴の方々、報道の方々には退場していただくことになります。また、議案に関係しない職員についてもご退席願います。暫時、休憩いたします。